

水道水の水質基準項目の解説

No.	項目名	基準	解説
1	一般細菌	100 CFU/ml以下	自然界のあらゆるところに一般的に存在する細菌の総称で、ほとんどの細菌は病原性を持っていません。一般細菌として検出される細菌の多くは、直接病原菌との関連はありませんが、一般細菌が多量に検出される水は病原菌に汚染されていることを疑わせるものです。
2	大腸菌	検出されないこと	ヒトや温血動物の腸内に常時住み着いている細菌のことで、糞便汚染の指標として広く用いられています。
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	鉱山排水、工場排水から河川へ混入することがあります。イタイイタイ病の原因物質とされています。
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	自然界には硫化物や硫酸銅床などに多く含まれています。自然水中にも含まれることがありますが、その多くは鉱山排水や工場排水の混入によるものです。長期間の経口摂取により、慢性症状として貧血や肝臓障害を引き起こします。
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	天然には硫化物や硫酸銅床などに多く含まれています。自然水中にも含まれることがありますが、その多くは鉱山排水や工場排水の混入によるものです。長期間の経口摂取により、慢性症状として貧血や肝臓障害を引き起こします。
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	自然界では銅、鉄、水銀、鉛、ニッケルなどの鉱物と共存し、自然水中に溶出するほか、鉱山排水や工場排水、ヒ酸石灰やヒ酸鉛などの農薬が原因で水中に含まれることがあります。蓄積性のある有毒物質であり、長期間の摂取により爪や毛髪の異常、四肢の感覚異常、肝硬変、知覚麻痺などが起こります。
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	自然界では銅、鉄、水銀、鉛、ニッケルなどの鉱物と共存し、自然水中に溶出するほか、鉱山排水や工場排水、ヒ酸石灰やヒ酸鉛などの農薬が原因で水中に含まれることがあります。蓄積性のある有毒物質であり、長期間の摂取により爪や毛髪の異常、四肢の感覚異常、肝硬変、知覚麻痺などが起こります。
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	環境水中にはほとんど検出されませんが、メッキ工場の排水などから環境水中に混入することがあります。多量に摂取した場合、嘔吐、下痢、尿毒症などを引き起こします。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、下水などに含まれる窒素化合物が水や土壌中で化学的・微生物学的に酸化・還元され、アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素となります。
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	自然界にはほとんど存在せず、メッキ工場の排水の混入によって検出することがあります。シアン化合物には強い毒性があり、体内に入ると急速に粘膜から吸収され、頭痛、吐き気、浮腫などを引き起こし死亡する場合があります。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、下水などに含まれる窒素化合物が水や土壌中で化学的・微生物学的に酸化・還元され、アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素となります。多量に含む水を長期に継続して摂取した場合、メヘモグロビン血症を引き起こす場合があります。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	主として地質や工場排水が原因で水中に混入します。とくに、温泉地帯の地下水や河川水に多く含まれる場合があります。フッ素を適量に含んだ水を飲用した場合は虫歯の予防に効果があるとされていますが、多量に含む水を長期にわたって摂取した場合、斑状歯の原因となります。
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	自然界において単体としては存在しませんが、遊離のホウ酸又は塩の形で広く分布しています。植物にとっては必須の元素であり、動物にも不可欠のものとして知られています。栄養学上の必要性は不明です。
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	有機塩素化合物で、フロンガスの原料や金属洗浄剤などに使用されています。不法投棄などによって河川水が汚染された例があります。多量に摂取すると、肝臓、腎臓などに障害を引き起こします。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	オイル、ワックス、染料の溶剤などに使用されています。水に溶けやすく、工場廃液などから環境水中に混入します。多量に摂取すると、中枢神経系、肝臓、腎臓に影響を与えることがあります。WHOによれば、人に対する発ガンの可能性があるとされています。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	有機塩素化合物で、塩素系溶剤の原料や染料抽出剤などに使用されます。地中又は地下水中のトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンの分解によっても生成します。人に対して麻酔作用があります。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	有機塩素化合物で、殺虫剤、洗浄剤、塗料などに使用されています。河川水中などに排出されたものは大気中に揮散し、数日から数週間分解しますが、地下水に移行したものは長期に残留します。急性毒性は弱いとされていますが、WHOによれば人に対する発ガンの可能性があるとされています。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	有機塩素化合物で、ドライクリーニング溶剤、金属用脱脂剤などに使用されます。環境中に排出されると地下水水中に移行しやすく、数ヶ月から数年間にわたって残留します。経口摂取により肝臓や腎臓障害が生じます。WHOによれば、人に対する発ガンの可能性があるとされています。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	有機塩素化合物で、金属の脱脂剤などに使用されます。環境中に排出されると地下水水中に移行しやすく、長期に残留し、分解してジクロロエチレンなどになります。また、テトラクロロエチレンの分解によっても生成します。高濃度で暴露すると中枢神経系の機能低下を引き起こします。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	染料、ゴム、医薬品合成樹脂などの多様な製品の合成原料、あるいはそれらの溶剤として使われています。発ガン性があるとされています。
21	塩素酸	0.6mg/L以下	雑草の除草剤、分析用試薬、酸化剤、パルプ漂白用二酸化塩素の原料、ウラン抽出、染色、金属表面処理剤、爆薬、マッチ、花火などの広い分野で使用されています。浄水処理における塩素消毒剤として用いられる次亜塩素酸ナトリウムが分解して生成されます。その酸化力による赤血球の変化が懸念されています。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	原水中にフミン質や類似物質が存在すると、消毒剤の塩素が反応して生成されます。心血管系、中枢神経系に影響を与え、心臓腫瘍、癌腫、腎臓腫瘍を生じることがあります。
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	溶剤、麻酔剤、消毒剤などの広い分野で使用されています。浄水処理における塩素消毒により生成するトリハロメタンの一つです。強い麻酔作用があり肝臓、腎臓尿管、心臓などに細胞毒として作用し、動物実験により腎臓腫瘍や肝がんなどの発ガン性が確認されています。
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	原水中にフミン質や類似物質が存在すると、消毒剤の塩素が反応して生成されます。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	浄水処理における塩素消毒によって生成するトリハロメタンの一つで、生成量は原水中の臭化物イオン濃度に影響されます。写真工業の排水や海水の影響を受けやすいところ、また塩分を含む地下水で臭素化トリハロメタンが多いといわれています。
26	臭素酸	0.01mg/L以下	浄水処理における塩素処理やオゾン処理により生成されます。高濃度で暴露すると中枢神経系の機能低下を引き起こします。WHOによれば、人に対する発ガンの可能性があるとされています。
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、プロモホルムの総計を総トリハロメタンといいます。
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	農薬(除草剤)や防カビ剤などの河川水への混入によるほか、原水中にフミン質などが存在すると消毒剤の塩素が反応して生成されます。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	浄水処理における塩素消毒によって生成するトリハロメタンの一つで、生成量は原水中の臭化物イオン濃度に影響されます。写真工業の排水や海水の影響を受けやすいところ、また塩分を含む地下水で臭素化トリハロメタンが多いといわれています。
30	プロモホルム	0.09mg/L以下	浄水処理における塩素消毒によって生成するトリハロメタンの一つで、生成量は原水中の臭化物イオン濃度に影響されます。写真工業の排水や海水の影響を受けやすいところ、また塩分を含む地下水で臭素化トリハロメタンが多いといわれています。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	環境中では、合成樹脂や染料製造工場の排気及び排水、土木工用薬剤などの混入などですが、飲料水では浄水処理における塩素処理やオゾン処理により生成されます。
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	自然水中に微量含まれますが、高濃度含まれる場合は鉱山排水や工場排水による汚染が原因であることが多いです。水道水に高濃度(1.0mg/L以上)含まれると白濁の原因となります。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	工場排水などの混入や水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	地殻中では、酸素、ケイ素、アルミニウムに次いで4番目に多い元素で、いろいろな用途に使用されています。水道水に0.3mg/L以上含まれると、赤水の原因となり、臭気や苦味を与えます。
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	電線、貨幣、メッキなどに使用されます。銅イオンを1.0mg/L以上含む水は金属味がし、青色になります。
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	自然界に多く存在する元素ですが海水、工場排水の混入などに由来することもあります。ナトリウムイオンは動物体内の生理に重要な役割を果たします。約200mg/L以上を含んだ水は味に影響します。
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	多くの生命体の必須元素で、鉄や鋼その他の合金やバッテリー、ガラス、花火の製造などに幅広く使用されています。0.1mg/L以上含むと不快な味がし、黒水の原因になったりします。
38	塩化物イオン	200mg/L以下	水中にイオンの状態で溶けている塩素のことで海水中に多く含まれています。人や動物の排泄物にも多く含まれ、水質汚濁の指標となります。多量に含めると水に味をつけたり、鉄管の腐食を促進する傾向があります。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	水中のカルシウムとマグネシウムの合計量を炭酸カルシウムの濃度に換算したものです。水の味に影響し、適度濃度(10~100mg/L)がおいしいといわれています。高すぎると下痢の原因になったり、石鹸の泡立ちが悪くなります。
40	蒸発残留物	500mg/L以下	水中に含まれる物質のうち揮発性のものの総称で、主成分はカルシウム、マグネシウム、ナトリウム、カリウムなどの無機塩類および有機物です。多く含む水は苦味を付け、30~200mg/Lがおいしいとされています。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	合成洗剤の有効成分の一種で、工場排水や家庭排水などに多く含まれ、水中に多量に存在すると泡立ちの原因となり、汚濁の重要な指標です。
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	水源湖沼などの富栄養化に伴いこれを産生するホルミディウムやオシトリアナなどの藍藻類が大量発生すると原水に含まれることがあり、かび臭の原因となります。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	水源湖沼などの富栄養化に伴いこれを産生するホルミディウムやオシトリアナなどの藍藻類が大量発生すると原水に含まれることがあり、かび臭の原因となります。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	合成洗剤の有効成分の一種で、工場排水や家庭排水などに多く含まれ、水中に多量に存在すると泡立ちの原因となり、汚濁の重要な指標です。
45	フェノール類	0.005mg/L以下	合成樹脂や界面活性剤の原料として多量に使用されています。水道水に混入すると塩素と反応して著しい臭気を与えます。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	有機物などによる汚染の度合いをあらわします。土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水などの混入によっても増加し、水道水中に多いと渋味を生じます。
47	pH値	5.8以上8.6以下	水の酸性度、アルカリ性を表す指標で、pH値7.0が中性、7.0より値が小さくなるほど酸性が強くなり、高くなるほどアルカリ性が強くなります。一般に天然水のpHは5.0~9.0の範囲にあります。pH値が低いほど腐食性が高くなります。
48	味	異常でないこと	水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品などの混入及び藻類など生物の繁殖に起因します。
49	臭気	異常でないこと	水の臭気は、化学物質による汚染、藻類の繁殖、下水の混入及び地質などに起因します。
50	色度	5度以下	水についている色の程度を示すもので、基準値以下であれば、ほぼ無色な水です。
51	濁度	2度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値以下であれば、ほぼ透明な水です。